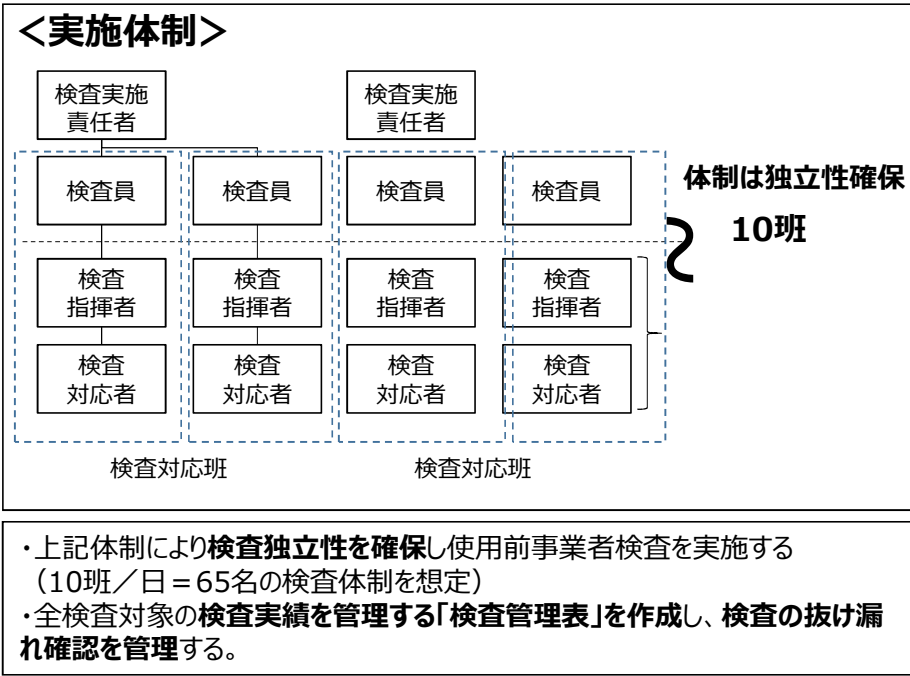
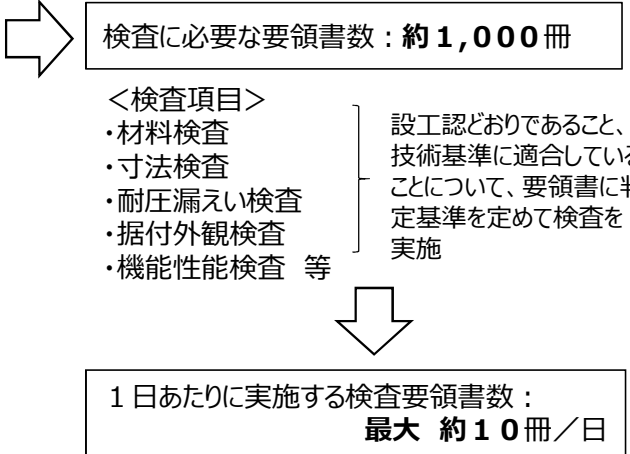
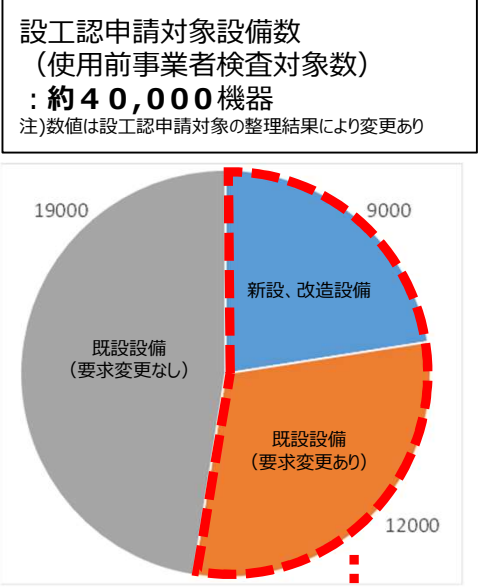


再処理施設の使用前事業者検査・使用前確認の進め方について

(1) 使用前事業者検査



(2) 使用前確認

<使用前確認対象>

- ・新規制によって新たに要求が追加された「**新設、改造設備**」および「**既設設備 (要求変更あり)**」から**選定**されることを想定 (**対象 : 約 21,000 機器**)
- ・この中から、**機種分類毎に重要度が高い設備を代表設備として選定**されると想定

⇒ 設工認申請対象設備の整理完了後、事業者から**代表候補設備、物量感等**を提示する

使用前確認 (事業者検査の実施状況を確認)

<使用前確認の実施方法>
【代表設備の確認方法】
 事業者による使用前事業者検査が**検査独立性を踏まえて適切に行われていること (検査の実施状況、プロセス)**を確認すると想定

① **記録確認**
 基本的に**使用前事業者検査の記録確認が主として実施**

② **立会い確認**
 記録確認の他、事業者の検査工程の状況により、左記の対象設備から**立会い確認を実施**
【検査完了 (抜け漏れ) 確認】
 全ての検査対象が漏れなく**検査完了していること**を事業者の**管理手法 (「検査管理表」)**から**抜取により確認**すると想定

<今後協議したい事項>

- ・検査対象は膨大である。
- ・効率的に確認を進めるため、左記の実施方法を踏まえ、**具体的確認方法の協議**したい。
- ・また、規制庁の検査体制についても、**当社の体制と整合と整合するよう対応**をお願いしたい。